

こんな乗り方していませんか？ これらは全て罰則の対象になります

その乗り方「違法ですよ!？」

無灯火運転

罰則 5万円
以下の罰金



街灯があっても明るい所でも、夜間はライトを点灯しましょう。

傘さし運転 携帯電話を使用

罰則 5万円
以下の罰金



雨の日に自転車に乗るときは、傘ではなく合羽を着用しましょう。

飲酒運転

罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金



自動車も自転車も飲酒運転はいけません。

歩行者妨害

罰則 2万円以下の罰金または料



原則として、自転車は車道を左側に寄って通行しましょう。

信号無視

罰則 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金



大事故につながります。信号は絶対に守りましょう。

二人乗り

罰則 2万円以下の罰金または料



例外もありますが、基本的に自転車の二人乗りは違法です。

確認しているようでできていない!?

交差点での安全確認

自転車事故は交差点で出会い頭に起こるケースが多くなっています。原因は、一時不停止と周囲の安全確認が不十分であることがほとんど。交差点は、必ず一時停止をして左右の安全を確認してから通行しましょう。

傘さし運転やイヤホンの使用も大きな事故につながる危険な行為です。イヤホンを使用していると、後方の車両に気付くのが遅れてしまいます。交差点は前後・左右の全方向から危険が迫ってくるので気を付けましょう。

気持と時間の

ゆとりが大切

自転車は自動車より危険

自動車は、交通事故にあった時に自分を守ってくれる車体やエアバッグが付いていますが、自転車にはどちらも付いていません。自転車で交通事故にあった時に傷つくのは自分自身です。子どもから大人まで、誰でも乗れるとても便利な自転車は、実はとても危険な乗り物でもあるのです。そんな危険な乗り物だからこそ、ルールやマナーを守って正しく利用する必要があります。

ルールを守り

ゆとりを持って

交通事故を起こさないためにはまずはルールを守ること。自転車のルールは少し考えてみればどれも簡単で当たり前なことばかりですが、急いでいたり気持ちに余裕がないときは、ついつい無視したくなるような

こともあります。交通事故はそんな時に起こるということを忘れないようにしましょう。

自転車に乗るときに大切なのは、気持ちと時間にゆとりを持って周りの人を思いやること。それだけで周りの人も自分自身も安心できる運転に繋がります。

楽しい自転車ライフを

最近、自転車が関わる悲惨な事故がテレビなどで大きく取り上げられることが多くなっています。事故を起こすと被害者やその家族だけでなく、自分や周りの人も不幸にしてしまいます。後で後悔しても元には戻れません。

自転車は本来とても便利で楽しい乗り物。ルールやマナーをしっかりと守って安全・安心で楽しい自転車ライフを送りましょう。

平成30年4月から

自転車保険への加入が義務化されました。

埼玉県では、歩行者、自転車と自動車等とともに安全に通行し、県民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、「埼玉県自転車安全利用の促進に関する条例」(平成24年4月1日施行)が制定されています。

平成30年4月1日からは自転車損害保険等への加入が義務化されました。

加入状況チェック

傷害保険、火災保険、自動車保険などの特約で自転車事故の損害賠償責任が保障されているものもあります。

すでに加入している保険の特約などで保障されている場合がありますが、もう一度自分や家族などの保険の補償内容や範囲等を確認してみましょう。

※特約の名称は保険会社によって違います。

条例改正の内容

- 自転車利用者
埼玉県内で自転車を利用する場合は、自転車損害保険等への加入が義務になります。
※未成年者が自転車を利用する場合は保護者が加入しなければなりません。
- 自転車を利用する事業者
業務として自転車を利用する場合は、自転車損害保険等への加入が義務になります。
※業務中の事故については個人賠償責任保険は対象外となります。
- 自転車貸付業者
レンタル業務として自転車を貸し付ける場合は、自転車損害保険等への加入が義務になります。
- 自転車販売店・学校
自転車損害保険等の加入確認と未加入時の情報提供が努力義務となります。